

入間市公園施設設置者等選定委員会について

1 入間市公園施設設置者等選定委員会とは ※参考：5 頁

都市公園法第5条の2第6項及び第5条の4第4項の規定等並びに「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(国土交通省)に基づき、入間市都市公園条例により設置される機関であり、公園施設の設置又は管理を行う公園管理者(入間市)以外の者(民間事業者)の公平な選定を図るため必要な事項の調査審議を行います。

2 審議事項について

市長の諮問に応じて、調査審議を行います。

- (1) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。 ※参考：6 頁
- (2) 法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定に関すること。 ※参考：8 頁
- (3) 法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、又は管理する公園管理者以外の者の選定に関すること(前二号に掲げる事項を除く。)
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 委員の構成・任期について

(1) 委員の構成

委員会は委員8人以内をもって組織し、学識経験者及び市職員のうちから、市長が委嘱・任命します。

(2) 委員の任期

委員の任期は、委嘱・任命された日から当該調査審議が終了した日までとします。

4 会議の運営について

(1) 委員長及び副委員長の選出について

入間市都市公園条例第22条により、委員長及び副委員長を置くこととなっているため、委員の互選により決定します。

(2) 会議の招集について

会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。なお、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできません。

(3) 議事について

議事は、出席委員の過半数をもって決します。

(4) 会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点筆記により会議録を作成します。事務局が会議録を作成し、委員長及び委員長から指名された者が内容を確認し、署名します。

5 会議の公開について ※参考：7頁

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議は原則公開するものとされています。

一方で、本委員会の会議は本委員会の設置趣旨及び所掌事務の内容に照らして、例外規定である入間市情報公開条例第24条第2号に定める「不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等をする場合」に該当することから、非公開とします。

なお、委員には守秘義務がありますので、併せてご注意ください。

(1) 会議録等の公表について

公募開始前に本委員会の審議事項を公開した場合、設置等予定者の応募、選定に不公平が生じることから、第1回委員会については公募が開始された後、第2回委員会については設置等予定者が決定した後に市公式ホームページに会議録の写しを掲載します。

(2) 委員に係る個人情報の公表について

委員の選出区分、氏名については公表します。

6 委員報酬について

会議に出席いただいた委員には、報酬及び費用弁償をお支払いいたします。

報酬 会長 7,500円 委員 7,000円

(源泉徴収後の金額を口座へ振り込みます。)

費用弁償 1,000円

○入間市都市公園条例（抄）

（入間市公園施設設置者等選定委員会）

第18条 法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者が行う都市公園の公園施設の設置又は管理に関し、当該公園管理者以外の者の公平な選定を図るため、入間市公園施設設置者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（令5条例13・追加）

（所掌事務）

第19条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。
- （2） 法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定に関すること。
- （3） 法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、又は管理する公園管理者以外の者の選定に関すること（前二号に掲げる事項を除く。）。
- （4） 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（令5条例13・追加）

（組織）

第20条 委員会は、委員8人以内をもつて組織し、学識経験者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者又は法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、若しくは管理する公園管理者以外の者として選定を受けようとするものと利害関係を有する者は、委員となることができない。

（令5条例13・追加）

（任期）

第21条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該調査審議が終了した日までとする。

2 職名をもつて委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

（令5条例13・追加）

（委員長及び副委員長）

第22条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（令5条例13・追加）

(会議)

第23条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令5条例13・追加)

(関係者の出席)

第24条 委員会の会議について、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(令5条例13・追加)

(守秘義務)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令5条例13・追加)

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

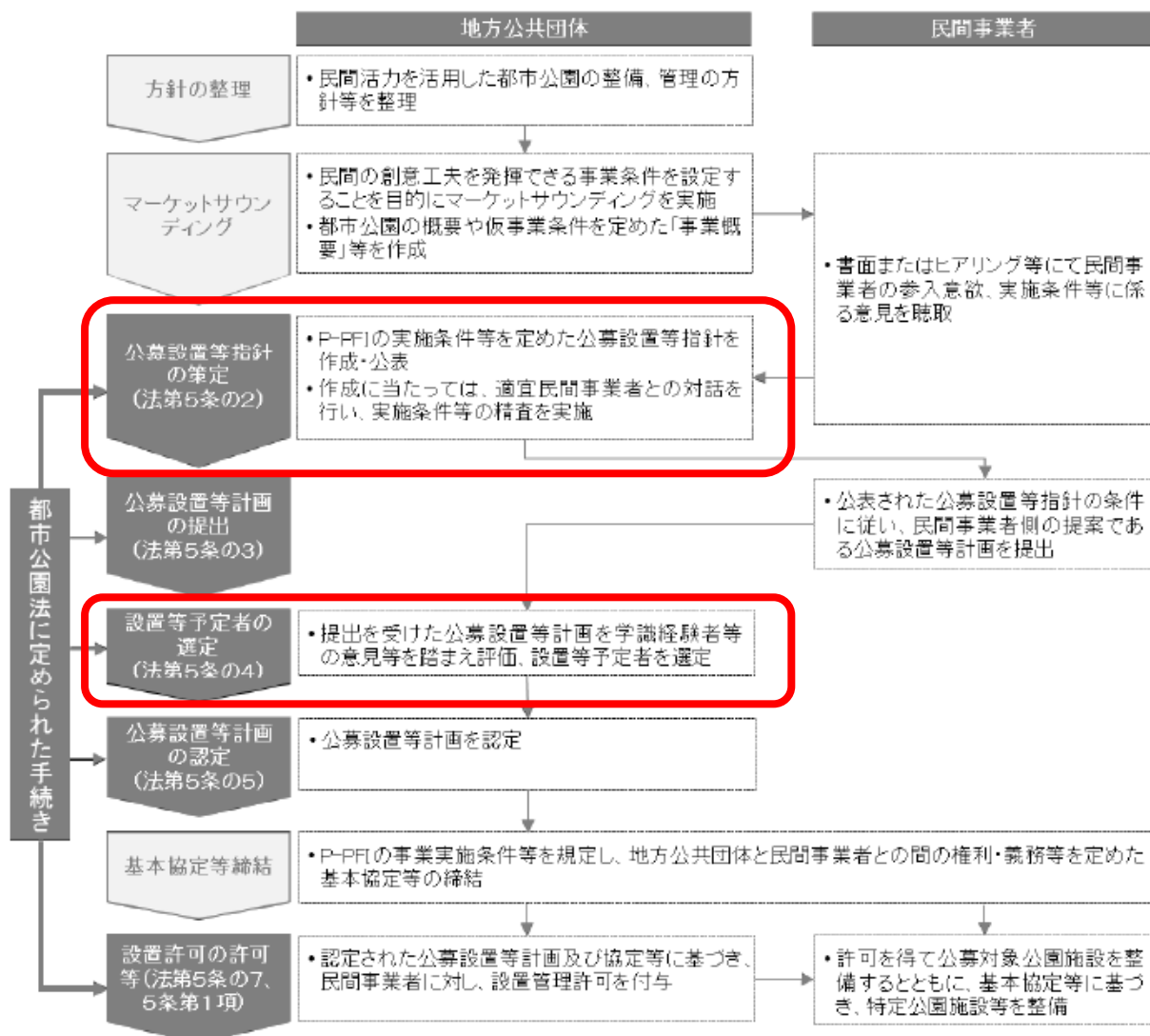
(令5条例13・追加)

○「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省）から抜粋

3. P-PFIの手続き

P-PFIの実施に当たっては、法に定められた手続きに基づき、概ね以下の図のような流れで公募、選定を行うことを想定している。

■P-PFIの事業者公募、選定手続きの流れ



⑨ 設置等予定者を選定するための評価の基準（法第5条の2第2項第9号、第6項）

（ア）評価の基準（法第5条の2第2項第9号）

公園管理者は、都市公園の機能を損なうことなく、その利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するため、公募設置等計画の評価の基準を定め、公募設置等指針に示すことが必要となる。

公園管理者は、都市公園が、都市の貴重なオープンスペースとして、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する施設であることが十分理解され、事業の実施を通じて公園利用者の利便の増進を最も図ることとする提案が適切に評価されるよう留意するとともに、項目毎に点数配分するなど、可能な限り定量的に評価を行うこととし、その旨を公募設置等指針に示す必要がある。

本制度の活用が想定される事業内容は、既存の公園に施設を導入する場合、新たな公園や区域を整備する場合など様々であり、想定する事業内容や都市公園の特性等に応じて重視すべき評価項目等が異なることが想定される。このため、評価の項目及び評価内容は、下記を参考としつつ、地域の実情や各都市公園の特性、事業の特性等に応じて定めることが望ましい。

<評価の項目、内容の案>

- ①事業の実施方針
- ②事業実施体制
- ③事業計画
- ④公募対象公園施設の整備計画
- ⑤特定公園施設の整備計画
- ⑥公園一体建物の整備計画
- ⑦公園全体の維持管理計画
- ⑧価額提案
- ⑨任意提案

(イ)学識経験者からの意見の聴取（法第5条の2第6項）

評価の基準を定めようとするときは、法第5条の2第6項及び規則第3条の6の規定に基づき2人以上の学識経験者の意見を聴取する必要がある。意見の聴取に当たっては、必要な分野の専門家で構成される評価・選定のための委員会（以下「委員会」という。）を設置して行うことが望ましい。

委員会の構成員は、都市公園の特性や想定する事業内容等に応じて構成することが望ましい。構成員の例としては、例えば、造園分野、都市計画・まちづくり分野、建築分野、経営・財務分野、当該公募対象公園施設に係る分野等に関する専門家、地元有識者、地域の代表者等が考えられる。

委員会は公平かつ公正に運営される必要があるが、委員会を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等がある場合や、公募設置等計画が企業情報を含む場合には、条例等に基づき委員会を非公開とすることも考えられる。ただし、この場合にあっても議事内容の公表に努めることが望ましい。

なお、選定が完了し、公募設置等計画を認定した後においては、選定結果及びその理由については公表するものとする。

(2) 公募設置等計画の評価、設置等予定者の選定（法5条の4第2項～第5項）

① 評価（法第5条の4第2項）

第2段階では、法第5条の4第2項に基づき、第1段階の審査を通過した全ての公募設置等計画について、公募設置等指針に示した評価の基準に従って評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、法第5条の4第3項において、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものと規定されていることを踏まえ、都市公園の質の向上、利用者の利便の向上への寄与、着実かつ安定的な事業の実現性、公共負担の軽減等に着目して行う必要がある。

評価は、提出された公募設置等計画について、応募者からヒアリング、プレゼンテーションを通じて確認し、評価することを想定しているが、計画の提出者が多数の場合は、あらかじめ計画を審査し、その結果を全ての提出者に通知した上で、評価の高い数社をヒアリング等の対象者として絞り込むことは差し支えない。なお、ヒアリング等に当たっては、委員会を活用する等、学識経験者の意見を聴くことが望ましい。

評価に当たっては、公募対象公園施設や特定公園施設の整備内容等に関する提案と、価額提案とを総合的に評価する。

価額の評価に当たっては、「特定公園施設の建設に要する費用のうち公園管理者に負担を求める額」の多寡（少ない方が望ましい）と、「公募対象公園施設の設置管理許可使用料」の多寡（多い方が望ましい）を評価することとなる。なお、公共負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上等を図るという P-PFI の趣旨からは、より直接的に都市公園の整備へ還元される「特定公園施設の建設に要する費用のうち公園管理者に負担を求める額」の提案をより重視することが望ましい。

② 選定及び学識経験者の意見の聴取（法第5条の4第4項）

公園管理者は、評価結果に基づき設置等予定者を選定する。設置等予定者を選定するに当たっては、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない（規則第3条の6）。なお、設置等予定者となる事業者の選定に関しては、幅広い専門知識が必要になることから、学識経験者及び専門家等からなる委員会を開催することが望ましい。